第十三条第一項中「当該内国法人が連結親法人である場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）」を削り、「単体間適格合併又は連結内適格合併」を「適格合併」に、「の当該単体間適格合併」を「の当該適格合併」に改め、「又は当該連結内適格合併（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）の日の前日の属する課税事業年度」を削り、「この項」を「この条」に、「）の第六条第一号」を「）の第六条第一号又は第三号」を「被合併法人課税事業年度の第六条第一号又は第三号」を「被合併法人課税事業年度の同号」に改め、同条第二項を削る。

第十四条中「に第十二条」を「第十二条」に、「前条」を「第十二条」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第十六条第一項中「、第八十一条の十九」を削り、「係る課税事業年度」の下に「（当該法人が通算子法人である場合には、当該課税事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の課税事業年度）」を加え、「日から」を「日（以下この条において「六月経過日」という。）から」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該課税事業年度の前課税事業年度の地方法人税額（地方法人税確定申告書に記載すべき第十九条第一項第二号に掲げる金額（第十二条第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。次項第一号及び第五項において同じ。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前課税事業年度の月数で除し、これに当該課税事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項第一号及び第三項において「中間期間」という。）の月数を乗じて計算した金額

第十六条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項の場合」を「前項の場合」に、「適格合併（連結内合併及び」を「次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併（」に改め、「次の各号に掲げる期間内にその適格合併をしたもので」を削り、「第一項の課税事業年度」を「当該課税事業年度」に、「同項第一号」を「前項第一号」に改め、「前二項及び次項」を削り、「これら」を「同号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該課税事業年度の前課税事業年度　当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した当該適格合併に係る被合併法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の地方法人税額（第十二条第十一項において準用する同条第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。第五項において同じ。）で六月経過日の前日までに確定したもののうち最も新しい課税事業年度に係るもの（次号及び次項において「被合併法人確定地方法人税額」という。）をその計算の基礎となった当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該法人の当該前課税事業年度の月数のうちに占める当該前課税事業年度開始の日から当該適格合併の日の前日までの期間の月数の割合に中間期間の月数を乗じて計算した金額

第十六条第四項第二号中「同日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に、「被合併法人確定地方法人税額等」を「被合併法人確定地方法人税額」に、「当該六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「被合併法人確定地方法人税額等」を「被合併法人確定地方法人税額」に、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、「（連結親法人にあっては、当該合計額と同号ロに定める金額とを合計した金額）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「又は同号ロ(1)に規定する連結開始前課税事業年度」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に、「これらの課税事業年度」を「当該前課税事業年度」に、「第一項の課税事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項を削る。

第十七条第一項中「前条第一項各号列記以外の部分」を「前条第一項」に、「法人で」を「法人又は通算法人で」に改め、「、第八十一条の二十第一項」を削り、「次条」を「第十八条」に改め、同項第一号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同条第二項中「、第八十一条の二十第一項及び「、同法第八十一条の三十一第五項において準用する同条第一項」を削り、同条第三項中「第十二条第六項及び第十二条の二第五項」を「第十二条第五項及び第九項中「第十九条第一項の規定による申告書」とあり、並びに同条第十三項及び第十二条の二第四項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の法人が通算子法人である場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項第一号に規定する期間は、同号の課税事業年度開始の日から前条第一項に規定する六月経過日の前日までの期間とする。

二　第二項中「これらの規定」とあるのは、「同法第七十二条第五項第一号」とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（通算法人の災害等による地方法人税中間申告書の提出期限の延長）

第十七条の二　国税通則法第十一条の規定により通算法人の第十六条第一項の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

第十八条中「前条第一項各号」を「第十七条第一項各号」に改める。

第十九条に見出しとして「（確定申告）」を付し、同条第一項中「から第三号までに掲げる」を「又は第二号に掲げる」に改め、同項第一号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第十二条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる地方法人税の額の計算上控除しきれなかった金額

第十九条第四項を削り、同条第五項中「又は連結所得」を削り、「）若しくは」を「）又は」に改め、「又は第八十一条の二十三若しくは第八十一条の二十四」、「第八十一条の二十二第一項」及び「（以下この項において「法人税申告書」という。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の地方法人税については、同法第七十五条第七項の規定又は同法第七十五条の二第八項若しくは第十項において準用する同法第七十五条第七項の規定を準用する。

第十九条第五項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「法人（第六条第四号」を「法人（第六条第三号」に改め、同項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項第三号中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十九条の三中「第七十五条の四第一項」を「第七十五条の五第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の承認」を削り、「これらの承認」を「当該承認」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第四章第二節の二中同条を第十九条の四とする。

第十九条の二第一項中「第十項」を「第六項」に、「前条（第六項」を「第十九条（第五項」に改め、「又は第三号」を削り、同条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「相互会社」の下に「（前号に掲げる法人を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　通算法人（前号に掲げる法人を除く。）

第十九条の二第六項を削り、同条を第十九条の三とする。

第四章第二節に次の一条を加える。

（通算法人の災害等による地方法人税確定申告書の提出期限の延長）

第十九条の二　国税通則法第十一条の規定により通算法人の前条第一項の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

第二十条第二項中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に改める。

第二十一条第一項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条第二項中「第十九条第六項」を「第十九条第五項」に改める。

第二十二条第一項中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改め、同条第四項中「課税事業年度の」の下に「第六条第一号又は第二号に定める基準法人税額に対する」を加える。